

に聴く 弁護士



判例から見る
労働トラブルの
防止対策

弁護士 庄司俊哉

32



上司の指示によるうつ病 発症の予防に向けて

本年8月号でご紹介済みの事例（上司の指示によりうつ病を発症して自殺に至った事件）について、今回は「うつ病予防の観点」から、もう少し詳しく事案をご紹介します。

25・7・18判決では、Aが出向から単身赴任に伴う家庭生活上の不安をもらし、赴任後もC常務がAの言動から異様な印象を受けていたこと等から、C常務は、Aがうつ病を発症する危険があることは予見可能であったとして、

Y₂社についての安全配慮義務違反を認めました（Y₁社の責任は認めず）。設計業務が過重な点も安全配慮義務違反とされたのですが、具体的には、「AがC常務から設計・改造を指示された機械類は、Aも初めて扱う機械であつたこと」と、「AがY₂社で使われていた設計用ソフトウェアに不慣れであったこと」、「Aをサポートする体制が事前に準備されていなかつたこと」、「2つの設計指示について、実現困難な納期を設定したこと」等の点でした。

これに対し高松高裁は、「特定の業務指示のみに着目するのではなく、その後の業務負担の軽減措置をも考慮して、安全配慮義務違反を判断すべき」としました。そして、Aが業務開始3日目に「設計用ソフトに慣れておらず、またY₁社で作業することが効率的ないので、Y₁社で作業した



い」と申し出たところ、C常務はすぐにこれに応じて許可をしたこと、Y₁社ではAはサポート要員Pら3名と共に作業を行つたこと、C常務はPからの申し入れを受けて納期を5日間延長したこと等から、高裁判決は「当初に示された過重な業務指示を短期間のうちに修正し、適切な業務調整を行つた」として、C常務は、Aがうつ病を発症することを予見できなかつた、よつてY₂社にも安全配慮義務違反はない、と判断しました。

結果として「使用者に安全配慮義務違反はない」との結論になつたのですが、部下の自殺を予防するという観点から、この事例から学ぶべき教訓は次のとおりだと考えます。
①部下が出向や単身赴任等を原因とする不安を抱えている中で、さらに過大な業務命令を出してしまふと、必ずしも過重な労働時間に至らなくとも、1週間～10日前後でうつ病を発症することがあります。
②C常務は、「Y₁社とY₂社では機械設計ソフトが別物であること」を知らず、作業の工程数や時間数も正確に把握できておらず、自身が設けたため、Aへの業務指示が

過重であることを認識できなかつたのですが、上司は、作業工程・内容等や部下の経験・能力をきちんと把握して、合理的範囲の業務量の指示を行ふべきこと、③部下の作業状況をできる限り把握し、業務量がオーバー気味になつていることに気づいた場合には、適正な業務量とするべく人員補充や作業軽減等を試みるべきこと、④部下に少しでも異常な言動が見られたら、すぐさま病院を受診させること（本件では、病院受診前日の5月18日、Aが報告の際に、広告用紙のウラに、慌てたよう報告内容を書き入れ、1枚書き上げるたびに手渡すことをしたため、C常務は異常を感じ、翌日、受診を勧めた）。

人の上に立つ立場の方は、メンタル面で強いところがあると言われています。しかし、予想され得ないメンタル面の弱さをもつ部下も、一定数存在することは間違ひありません。そこで上司は、部下のメンタル状況把握に際して、「弱者の視点」も併せ持つことが、悲劇を予防する一方策だと思います。

（福岡宗也法律事務所所長、元愛知労働局紛争調整委員）